

平成20年12月16日

中国：増値税制度を改革 設備投資分の増値税の控除が一律可能に

国务院常务会议は11月5日、増値税制度の改革を目的とした「中華人民共和国増値税暫定条例」の改正案(*1)を可決し、2009年1月1日から実施すると発表した。

今回の改革のポイントは以下の三点である。

- ①増値税一般納税者(*2)は従来、設備投資を行った際、機械設備などの固定資産の仕入増値税額(基本17%)は売上増値税額から控除できなかったが、来年1月1日からは可能になる。
- ②輸入設備に対する増値税の免税措置及び外商投資企業が中国製設備を購入した際の増値税還付措置が廃止される。
- ③小規模納税者(*3)の増値税率(4%または6%)が一律3%に引き下げられる。

まず①についてであるが、中国の増値税制度は、物品を販売、輸入または加工、組立などの役務を提供した場合、購入代金の17%の売上増値税を、さらに中国国内での原材料購入には購入代金の17%の仕入増値税を加算して支払う制度である。また、輸入仕入れには輸入時に関税とともに輸入の仕入増値税を税関に納付しなければならない。納付額は売上税額から仕入税額を控除した差額であるが、現行制度では販売時に受領する売上増値税額から控除できるのは、原材料購入に伴う仕入増値税額のみという決まりになっているので、機械設備などの固定資産を購入してもその仕入増値税を売上増値税額から控除できない。

今回、新しい条例の第十条で仕入税額を控除できないもののリストから「固定資産の購入」が削除され、企業が機械設備等の設備投資を行った場合、固定資産の仕入増値税を売上増値税から控除できることになった。このため今回の改革により、企業の設備投資に伴う納税負担が大きく軽減されることになる(対比表参照)。

ただ、外商投資奨励類(*4)に属する生産型企业にとっては既に、輸入設備の購入には免税措置があり、また、外商投資企業の中国製設備購入に対する還付措置もあるので、改正によって納税額に影響が生ずることはないと考えられる。

しかし、「奨励類」に属していない日系自転車メーカーの場合は、輸入でも国産でも設備の購入に対して免税・還付措置を受けられなかったもので、今般の改正の効果は非常に大きい。

次に②についてであるが、まだ公式文書では発表されておらず、条例発表後の11日、財政部、国家税務総局が合同で開催した記者会見(*5)の中で今回の増値税改革に対応する措置として理由と共に発表されているだけである。しかし、今回の改革後、固定資産の仕入税額が一律に控除できるようになるので、これらは当然廃止されることになる。

最後に③についてであるが、自転車メーカーは売上高の点で小規模納税者には該当しない。

当地の専門家によると、このたびの措置の細則は現在のところまだ発表されていないため、今後公表される関連規定に留意し、かつ実務に当たっては所轄税務局に相談、確認する必要があるようだ。

| 新「増値税暫定条例」規定 | 旧「増値税暫定条例」規定 |
|--|---|
| <p>第十条 次の各項の仕入税額は、売上税額から控除してはならない。 (一) 非増値税課税項目、増値税徴収免除項目、集団福祉或は個人消費に用いる物品購入又は課税労務 (二) 非正常損失(*)物品の購入及び関連課税労務 (三) 非正常損失製品や完成品の生産に消耗する物品購入、又は課税労務 (四) 国務院の財政、税務主管部門が規定する納税者の個人用消費品 (五) 本条第(一)項から第(四)項までの規定による物品の輸送費用及び免税物品販売の輸送費用</p> | <p>第十条 次の各項の仕入税額は、売上税額から控除してはならない。 (一) 固定資産の購入 (二) 非課税項目に用いる物品購入又は課税労務 (三) 免税項目に用いる物品購入又は課税労務 (四) 集団福祉或は個人消費に用いる物品購入又は課税労務 (五) 非正常損失物品の購入 (六) 非正常損失製品や完成品の生産に消耗する物品購入、又は課税労務</p> |

(*:「非正常損失」とは生産・経営の過程で、正常な損耗消耗以外の損失である。以下のものを含む。

- ①自然損害による損失
- ②管理の不備から生じる財貨の盗難、カビ発生による変質などから生じる損失
- ③その他の異常な損失)

(*1:原文は下記のサイトで閲覧可能)

http://www.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200811/t20081120_91180.html

(*2:増値税一般納税者には工業型企業、非工業型企業の二種類があり、工業型は年間課税売上高が100万元以上、非工業型は180万元以上に達する等の要件を満たし、税務当局の認定を受けることが必要)

(*3:小規模納税者:①生産、サービスの場合、年商100万元以下、②卸売、小売は年商180万元以下。)

(*4:中国政府は外資の投資を管理するため産業を「奨励」「許可」「制限」「禁止」の4分類し、外商投資産業指導目録という法規に記載している。最新版である2007年版目録の奨励類には先進技術関係、資エネ・環境保護関係などの産業が記載されている。同目録奨励類の原文は下記のサイトで閲覧可能)

http://www.fdi.gov.cn/pub/FDI/zcfg/law_ch_info.jsp?docid=88026

(*5:記者会見の原文は下記のサイトで閲覧可能)

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136548/n8136623/8457741.html>

(上海事務所)



この報告書は、競輪の補助金を受けて作成したものです。